

平成 29 年度 粉じん障害防止総合対策推進強化月間実施要綱

主 唱 北 海 道 労 働 局
労働基準監督署（支署）

1 趣 旨

北海道において、平成 28 年にじん肺管理区分の決定を受けた 169 人のうち、療養を要する管理区分 4 及び合併症と決定された者は 32 人、また、現に粉じん作業に従事している労働者で新たにじん肺の所見があった者は 2 人と、じん肺で療養を要する者及び新規有所見者が今なお発生しています。

また、依然としてじん肺健康診断の未実施、呼吸用保護具の未着用等基本的な事項が実施されていない等の問題が認められます。

このため、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年を推進期間とした「第 8 次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じん障害を防止するための総合的な対策を推進しているところです。

その一環として、全国労働衛生週間準備期間である 9 月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、関係者において粉じんの有害性を再認識し、粉じん障害防止対策のより一層の徹底が図られるよう、行政機関、関係団体、事業者のそれぞれが役割を果たし、かつ連携して取り組むこととします。

2 実施期間

平成 29 年 9 月 1 日～ 9 月 30 日

3 重点事項

(1) アーク溶接作業と岩石等の裁断作業に係る対策の推進

粉じん作業であることの周知（作業場の見やすい場所に「粉じん作業であり、有効な呼吸用保護具を使用する必要があること。」等要旨の掲示）

「保護具着用管理責任者」の選任と呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の徹底

(2) 金属等の研磨作業に係る対策の推進

特定粉じん発生源に係る局所排気装置・除じん装置等の設置

「検査・点検責任者」の選任と局所排気装置等の検査及び点検、補修の実施、作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく作業環境改善措置の徹底
特別教育の徹底

「保護具着用管理責任者」の選任と呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

たい積粉じん清掃責任者の選任とたい積粉じん除去のための清掃の推進

(3) ずい道等建設工事に係る対策の推進

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2 平成 20 年 3 月一部見直し。)に基づき、

粉じん対策に係る計画の策定

粉じん発生源対策の実施

換気装置による換気の実施等

粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施

防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具の常時使用

特別教育及び呼吸用保護具の適正な使用に関する教育の実施
発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置の徹底

(4) 離職後の健康管理の推進

「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」の配付による離職後の健康管理の周知徹底、離職者に対する最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等の提供

4 北海道労働局が実施する事項

(1) 本月間を関係者に周知する。

(2) 労働災害防止団体及び関係事業者団体等に本要綱に基づく事項の実施を要請する。また、当該団体の実施する事項について協力、援助する。

(3) 各種会議等で関係者に本要綱に基づく事項の実施を指導する。

5 労働基準監督署（支署）が実施する事項

(1) 本月間を関係者に周知する。

(2) 管内の労働災害防止団体の分会、関係事業者団体等に本要綱に基づく事項の実施を要請する。また、当該団体の実施する事項について協力、援助する。

(3) 集団指導、個別指導及び監督指導等を行う。

6 労働災害防止団体、関係事業者団体等が実施する事項

(1) 本月間を会員事業場に周知する。

(2) 関係事業場へのパトロール等を実施する。

(3) 粉じん障害防止のための説明会、健康相談等を実施する。

7 事業者が実施する事項

(1) 本月間の実施について関係労働者に周知する。

(2) 経営首脳者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医及び職長などの現場監督者等による粉じん作業場のパトロールの実施による総点検を実施し、本要綱3に掲げる重点事項をはじめとして、粉じん障害防止規則及びじん肺法の各規定に係る粉じん対策の徹底を図る。

(3) 労働基準監督署（支署）、労働災害防止団体及び関係事業者団体等が開催する粉じん障害防止のための説明会等に積極的に参加する。

(4) 粉じん作業従事者、作業指揮者に対し、粉じんの有害性に係る認識を徹底させるための労働衛生教育を実施する。

(5) 毎月特定の日を「粉じん対策の日」と定め、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的実施する。

(6) じん肺有所見者に対し、じん肺の進行を防止するため、産業医や地域産業保健センターの医師等による保健指導及び「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」(平成9年2月3日付け基発第70号)に基づく健康管理教育を実施する。

さらに、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診）の実施及び積極的な禁煙の働きかけを行う。

(7) 平成29年4月11日施行の「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令の改正内容の徹底を図る。

鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業について、全体換気の実施、休憩設備の設置、清掃の実施（別表第1）、呼吸用保護具の

使用（別表第3）じん肺法に基づく健康診断の実施等の粉じん則及びじん肺則について所要の改正が行われたことについて、関係労働者に周知徹底する。屋外において手持動力工具を用いて鉱物等を破碎し、又は粉碎する作業について、呼吸用保護具の使用（別表第3）について関係労働者に周知徹底する。金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放路に投げ入れる作業について、呼吸用保護具の使用（別表第3）を関係労働者に周知徹底する。